

岩内商工会議所

第19回北海道観光マスター検定 申し込みのご案内

- 検定試験施行日 令和6年11月23日(土・祝日) 14:00~15:30
- 検定試験会場 岩内 商工会議所
(住所) 岩内郡岩内町字万代47-1
- 申込期間 令和6年9月2日(月)~令和6年10月31日(木)必着

●申込方法 (申込書に必要事項をご記入ください)	
【窓口申込】	申込書及び受験料をご持参の上、本所窓口までお申し込み願います。
【郵送・FAX申込】	申込書を下記宛にお送りいただき、代金を金融機関へお振り込みください。 (住所) 岩内郡岩内町字万代47-1 (FAX) 0135-62-1271
【振込先】	北洋銀行 岩内中央支店 普通 98132 岩内 商工会議所 北海道信用金庫 岩内支店 普通 0500246 北海道銀行 岩内支店 普通 0024459

※振込手数料はご負担願います。

- 受験票につきましては、**後日郵送いたします。**
未着お問い合わせ期間: 11月12日(火)~13日(水) TEL 0135-62-1184
- ご入金後の取消による受験料・テキスト代金の返金はできませんので、予めご了承ください。

北海道観光マスター検定申込書

↓申し込まれるものに○を記入して下さい。

	検定試験 5,000円(税込)		公式テキスト第9版 購入 2,800円(税込)
ふりがな		性別	生年月日(和暦)
お名前 (自筆)		男・女	昭・平 年 月 日
ご住所 ※受験票・合格証書等発送先 〒□□□□-□□□□□□			
TEL	() -	緊急連絡先	() -
職業・勤務先/学校名			
区分 ○をつけ てください	1. 学生 2. 会社員・自営業 3. 運輸業 4. ホテル・旅館業 5. 旅行代理店 6. 観光関係者 7. 金融機関 8. 公務員 9. その他()		
メールアドレス			

※ご記入いただいた情報は、北海道観光マスター検定事業の運営に伴う名簿・台帳の作成、本人確認、受験票及び合格証書等の発行に利用するほか、商工会議所からの各種連絡・情報提供のため利用致します。

第19回北海道観光マスター検定試験 受 験 票	
受験番号	
試験日	令和6年11月23日(土・祝日) 14:00～
氏名	
生年月日	昭・平 年 月 日生
受験会場	岩内商工会議所

- ・試験当日は必ずこの受験票をご持参下さい。
- ・試験の時間に遅刻した場合は受験できませんのでご注意下さい。

<合格発表・合格証書交付>

- ・合格発表:2024年12月6日(金)
※北海道観光マスター検定のホームページにて発表

- ・合格証書交付:2024年12月20日(金)以降交付

●お問い合わせ

岩内 商工会議所

〒 045-0003 岩内商工会議所
TEL 0135-62-1184
FAX 0135-62-1271
Eメール iwana@cocoa.ocn.ne.jp

●受験上の注意・連絡事項

■試験当日は以下のものを持参してください。

- ・受験票
- ・筆記用具(HBまたはBの黒鉛筆およびシャープペンシル、消しゴムのみ)
- ※試験中、スマートフォン、タブレット、携帯電話を時計がわりに使用することはできません。
- ※上記持ち物以外で時計をお持ちいただく場合は、原則として腕時計に限ります。

■受験上の注意・連絡事項

- (1)受験料の返還
一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。
- (2)入場許可
試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- (3)遅刻
試験開始後の試験会場への入場は認めません。
- (4)試験中の禁止事項
次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
 - ・試験委員の指示に従わない者
 - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
 - ・試験問題等を複写する者
 - ・答案用紙を持ち出す者
 - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
 - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
 - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
 - ・その他の不正行為を行う者
 - ・飲食、喫煙

- (5)試験施行後に不正が発覚した場合の措置
試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- (6)試験内容、採点に関する質問
試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
- (7)答案の公開、返却
受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
- (8)合格証書の再発行
合格証書の再発行はできません。
- (9)試験が施行されなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
- (10)答案の採点ができなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。